

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

農業をめぐっては、依然として世界情勢の不安定化や円安などによる物価高によって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりから、農業経営は厳しい環境が続いております。また、近年の異常気象は高温・干ばつ、集中豪雨などを招き、各地において農地・農作物等への被害拡大に加え、相次ぐクマの出没等による鳥獣被害の増加で、人命や農畜産物への影響も深刻であり、営農や日常生活にも大きな影響を及ぼしております。

一方、日本経済は世界貿易機関（WTO）協定に違反すると言われている米国との相互関税が今夏から発動となりましたが、農業分野では米の内枠で米国産米輸入の75%拡大や大豆、とうもろこしの追加購入などで国内需給への影響が危惧されています。また、次々と発効してきたCPTPPなど大型貿易協定によって、我が国の農産物の関税率が即時撤廃されたほか、段階的な削減や輸入枠の拡大などで影響を受けています。

そうしたなか、政府は昨年6月の食料・農業・農村基本法の改正に基づき、今年4月に新たな基本計画が策定されました。基本計画では、激動する国際情勢や人口減少など国内状況の変化などにあっても、平時からの食料安全保障を確保する観点など、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしています。また、高市首相は所信表明でも、地域を活性化させ、食料安全保障を確保するため、農林水産業の振興が重要であるとして、5年間の「農業構造転換集中対策期間」において別枠予算を確保するとしております。

このため、改正基本法の理念に基づき、国内農業生産の増大を図り、将来にわたって国民に食料を安定供給できる農業生産基盤の強化や経営安定に資する所得政策の確立などの具体的政策と予算の拡充、異常気象による農業被害対策も急務となっています。

つきましては、持続可能な食料・農村政策の確立に向けて、下記事項を要望いたします。

記

1. 食料安全保障の確保の観点から、国内自給を基本とした農業生産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化など、経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに既存農業予算の拡充・強化を図ること。

また、食料・農業・農村政策の施策実現に必要かつ十分な予算を別途措置すること。

2. 米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講ずるとともに、CPTPPなどの国際貿易協定は、段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大などで農産物に影響を及ぼしているため、今後の加盟国拡大による農業への影響なども勘案し、国内農業政策の強化に向けてTPP等関連対策予算は継続的に措置すること。

3. 異常気象で病害虫の多発や農産物の収量・品質低下などの被害を招いていることから、地球温暖化に対応しうる種子や農業資材の開発など早急に進めること。

また、クマやシカ・アライグマ等の鳥獣被害が増加しているため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保・育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置など、地域の実情に対応した対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣